●●町会・自治会規約（案）

（目的）

第１条　本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実および社会福祉の増進に寄与し、住みよいまちづくりを目的とする。

（名称）

第２条　本会は「●●丁目●●町会」と称する。

（区域および会員）

第３条　本会の区域は●●町●丁目●番●号から●番●号までの区域とする。

２　本会の会員は本会の区域内に居住する住民で構成する。

（事務所の所在地）

第４条　本会の事務所は●丁目●番●号に置く。

（事業）

第５条　本会は第１条に掲げる目的達成のため、次の事業を行う。

（１）防犯、防火に必要な事業

（２）文化、体育の発展および向上に必要な事業

（３）福祉、厚生に必要な事業

（４）交通安全に必要な事業

（５）その他目的達成に必要な事業

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　（１）会長　１名

　（２）副会長　●名

　（３）会計　●名

　（４）監事　●名

　（５）班長　●名

　（６）専門部長　●名

（役員の選出）

第７条　各役員は、総会で互選により選出する。

（役職の職務）

第８条　会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。

　（１）副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

　（２）会計は、本会の会計事務を行う。

　（３）監事は、会計および事務を監査する。

　（４）班長は、各地区における会議の総務を行う。

　（５）専門部長は各専門部を代表し、専門の業務を行う。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は●年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第10条　本会の議会は総会ならびに役員会とする。

２　総会は年●回とし、会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

３　役員会は第６条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

（総会の議決事項）

第11条　総会は次の事項を議決する。

　（１）予算、決算に関すること

　（２）事業に関すること

　（３）規約に関すること

　（４）会費に関すること

　（５）役員選出に関すること

　（６）その他必要と認めたこと

（役員会）

第12条　役員会は次の事項を議決する。

　（１）総会に関すること

　（２）重要な会務の執行に関すること

　（３）その他必要と認めたこと

（会計）

第13条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

（資産）

第14条　本会が保有する資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

２　資産の取得・処分および運用の基本的事項は総会決議によりこれを定める。

（会費）

第15条　本会の会費は、１世帯年額●●●円とし、年度当初に納付する。

（慶弔、傷病見舞い）

第16条　慶弔と傷病見舞いについては、必要に応じて正副会長が協議し支出することが出来る。ただし、その結果を次回の役員会で報告しなければならない。

　附　則

この規約は●●年●月●日より施行する。